

【上伊那版】

年 月 日

保護者様

南箕輪村 子育て支援課長
保育園長

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）治癒報告書

お子様がインフルエンザに罹患したことから、病気の悪化と保育園内での感染拡大を防ぐため、**「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱後2日（園児では3日）を経過するまで」**の間、登園停止の措置を指示します。この間は家庭で安静を保ち、症状がなくなるまでしっかり治してから登園させてください。

発症日については、咳・鼻汁・発熱等の感冒症状が出現した日となりますが、咳・鼻汁の発症日時は不明瞭なことが多いため、**発熱をもって発症としてください。**

また、登園の際は以下の治癒報告書を**保護者の方が記入**して、保育園に提出してください。学校保健安全法の規定により登園停止となったこの間は、欠席の扱いとはなりません。

【登園停止期間例】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	発症	← 発症後5日間は登園できません				→			
例1	〃	解熱	1日目	2日目	3日目		登園可		
例2	〃		解熱	1日目	2日目	3日目	登園可		
例3	〃			解熱	1日目	2日目	3日目	登園可	
例4	〃				解熱	1日目	2日目	3日目	登園可

※発症後何日目に解熱したかによって登園できる日が決まりますので、上表を参考にご覧ください。

年 月 日

保育園長様

インフルエンザ治癒報告書

組 園児氏名

保護者名

受診医療機関名	(受診日) 月 日 ()
診断名 (○印)	A型 ・ B型 ・ 疑い
発症日	月 日 ()
解熱日	月 日 ()
登園日	月 日 ()
保育園を休んだ期間	月 日 () ～ 月 日 ()

